

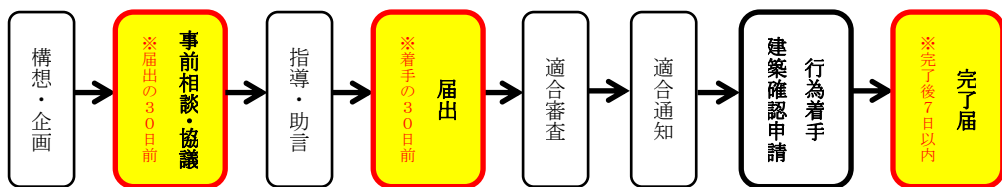
「豊見城市景観まちづくり条例」「豊見城市景観計画」に基づく届出制度が開始します

愛着と誇り みんなで育みつなく わったぁ～豊見城の景観まちづくり！

育まれてきた風土や歴史文化などの美しい豊かな景観を守り育て、市民、事業者及び行政の協働による景観まちづくりの推進を図り、地域の発展に寄与する良好な景観を市民共有の資産として、次世代への継承に資することを目的に「豊見城市景観計画」を策定し、「豊見城市景観まちづくり条例」を施行しました。

この制度に基づき、**平成30年4月1日以降**、景観に影響を与える恐れがある一定以上の建築行為等（右図）を行う場合は、行為着手前までに事前協議・届出を行う必要があります。（※沖縄県大規模行為届出は不要）

○届出の流れ



○留意事項

- 行為内容が景観計画に定める景観形成基準に適合しない場合は、勧告変更命令、公表の対象となり、罰金等（未届出・虚偽等も含む）に処される場合がありますので、早い段階での事前相談・協議をお勧めします。
- 届出内容に変更が生じた場合は、変更となる行為着手前までに再度、事前協議・変更届出を行う必要があります。
- 市街化調整区域内の建築物・工作物の新築等は高さ制限があります。なお、公益上やむを得ない場合等は協議のうえ、緩和措置があります。
- その他ご不明な点については、担当課までご連絡下さい。

○備考

景観まちづくり条例・景観計画は市ホームページに掲載しております。
（都市計画課窓口でも閲覧可能）

【お問い合わせ】 都市計画課 景観班 TEL：850-5332

○届出が必要な行為・規模

行 為		規 模
建築物	・新築、増築、改築若しくは移転	次のいずれかに該当するもの ①高さが10m以上のもの※1 ②延床面積が500㎡以上のもの
	・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※3	上記①又は②の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの
工作物	・擁壁、塀、柵 ・煙突 ・RC柱、鉄柱、木柱等（電柱を除く） ・タンク等 ・広告塔、電波塔等 ・高架水槽、サイロ、物見塔等 ・遊戯施設、プラント、車庫、 廃棄物処理施設	高さが3m以上のもの 次のいずれかに該当するもの ①高さが10m以上のもの※2 ②築造面積が500㎡以上のもの
	・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さが20m以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※3	上記①又は②の規模に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為		次のいずれかに該当するもの ①面積が500㎡以上のもの ②切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3m以上のもの
その他	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	面積が500㎡以上のもの
	・木竹の伐採	次のいずれかに該当するもの ①幹周が90cm以上のもの ②伐採面積が500㎡以上のもの
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が500㎡以上又は高さが3m以上で且つ60日以上継続するもの

※1 建築物の高さは、建築物が接する最低地盤面から塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までとなります。

※2 工作物の高さは、工作物が接する最低地盤面から上端までとし、建築物と一体となって設置される場合は、建築物が接する最低地盤面から工作物の上端までとなります。

※3 既存の建築物・工作物の外観の変更等についても規模が該当する場合は届出の対象となります。